

中国学園大学及び中国短期大学と総社市との
連携協力に関する協定書

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、双方いずれから別段の意思表示がない限り、更に1年間本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名の上、各自1通を保有する。

(目的)

第1条 この協定は、包括的な連携のもと教育・福祉・まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の持続的な発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

(1)就学前教育の充実のための連携

平成28年1月18日

(2)人材育成のための連携

中国学園大学長・中国短期大学長

(3)地域づくり・まちづくりのための連携

松田 熊一
長岡 幸二

(4)その他両者が協議して必要と認める連携協力

(連携協力の推進)

第3条 前条各項に掲げる連携・協力事項の内容等については、両者協議し決定・実施するものとする。また、連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、両者に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

総社市長